

○青山学院大学学生共通細則

(1983年10月17日 学部長会承認)

改正 1983年12月2日 1985年1月24日
1997年9月29日 2004年7月26日
2013年11月11日 2015年12月15日
2016年4月25日

(適用対象)

第1条 この細則は、青山学院大学(以下「本学」という。)に在籍する全ての学生に適用する。

(誓約)

第2条 入学を許可された者は、誓約を行い、保証人連署の上で、所定の誓約書を本学に提出しなければならない。

(礼拝)

第3条 礼拝は、青山学院大学学則(以下「学則」という。)第3条の規定に基づく重要な行事であり、全学生が参加すべきものである。

(学生証)

第4条 学生証は、本学が学生に貸与するものである。

2 学生は、毎年度、当該年度発行のシールの交付を受け、これを学生証裏面に貼付しなければならない。

3 在籍年数が最短修業年限を超える学生は、学生証の有効期間について、更新の手続をとらなければならない。

4 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。

5 学生は、教職員から要求があったときは、学生証を提示しなければならない。

6 学生は、学生証を提示しないときは、受講、受験、集会又は教室、研究室、図書館その他本学施設の使用ができないことがある。

7 学生は、学生証を、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は複製等をしてはならない。

8 学生は、卒業、退学等により、本学の学生でなくなったときは、直ちに学生証を学生生活部学生生活課(以下「青山学生生活課」という。)又は相模原事務部学生生活課(以下「相模原学生生活課」という。)に返さなければならない。

9 学生は、学生証を紛失したときは、直ちに、当該学生が所属するキャンパスの青山学生生活課又は相模原学生生活課(以下「所属キャンパス学生生活課」という。)に届け出た上で、再交付を受けなければならない。

10 学生は、学生証の再交付を受けるときは、再交付料を添えて、学生証再交付願を所属キャンパス学生生活課に提出しなければならない。

(学生身上書等)

第5条 新入生は、入学時において、大学が指定する期日までに学生身上書を所属キャンパス学生生活課に提出しなければならない。

2 学生は、保証人の氏名、住所その他保証人に係る事項について変更が生じたときは、速やかに所定の手続をとらなければならない。

3 学生は、住所の変更があったときは、速やかに、所属キャンパス学生生活課に住所変更届を提出しなければならない。

4 学生は、前2項に規定するもののほか、身上に関し変動があったときは、所属キャンパス学生生活課に所定の届出書を提出しなければならない。

(学費)

第6条 学費は、毎学期、指定の期日までにその学期分を完納しなければならない。

- 2 年間学費は、一括して納付することができる。
- 3 特別の事情により、学費を納付期限までに完納できない学生で一定期間の延納を願い出る者は、その理由を記し、保証人が連署した所定の延納願を、当該学生が所属するキャンパスに応じて、学生生活部学費・奨学金課又は相模原学生生活課に提出し、学長の承認を得なければならない。
- 4 前項に規定する延納は、学期末又は学年末を超えることはできない。
- 5 指定の期日までに学費を納付しない者には、各種証明書を発行しない。
- 6 休学者は、学則に定める休学する者の学費等を納付しなければならない。
- 7 学費滞納者は、試験の受験資格を失い、単位を与えられない。ただし、延納を承認された者は、受験することはできるが、学費完納まで単位は保留される。

(授業及び試験)

第7条 学生は、各年度の所定の期日までに、授業科目の履修登録をしなければならない。

- 2 学生は、履修登録した授業科目以外の授業に出席し、及びその試験を受験することができない。
- 3 学期を通じ欠席の多い者は、その授業科目の試験の受験資格を失うことがある。
- 4 授業の休講等に係る情報提供は、学生ポータルを通じて行う。
- 5 学生は、授業開始後30分を経過した場合で授業科目担当者の入室がないときは、青山キャンパスで開講する授業科目については学務部教務課(以下「教務課」という。)に、相模原キャンパスで開講する授業科目については相模原事務部学務課(以下「学務課」という。)に報告の上、指示を受けなければならない。
- 6 学生は、試験を受験する際に、学生証を机上に明示しなければならない。
- 7 学生は、試験の受験に当たって、学生証を忘れた場合は、青山キャンパスにおいては教務課で、相模原キャンパスにおいては学務課又は臨時に設けられる学生カード発行所で学生カードの交付を受けなければならない。
- 8 追試験の受験を希望する学生は、指定された申込期間中に、欠席の理由を証明する公的書類(病気の場合は、医師の診断書)を添えて、所定の追試験願を、当該学生が所属するキャンパスに応じて、教務課又は学務課へ提出しなければならない。
- 9 学生は、問題用紙を配布されてから監督者に無断で退室し、又は答案用紙を持ち出してはならない。
- 10 定期試験その他全ての試験(論文、レポート等提出を含む。)において、不正行為を行った者は、学則第62条の規定により懲戒処分をし、かつ、その年度の全ての履修届又は一部の履修届を無効とする。

(諸施設の使用)

第8条 学生は、青山学院大学図書館利用規則に基づいて、図書館を利用することができる。

- 2 学生は、教室、講堂、体育館、運動場等を使用する場合は、所属キャンパス学生生活課に願い出て、承認を得なければならない。

(健康診断)

第9条 学生は、毎年春1回実施する健康診断を必ず受けなければならない。

- 2 健康診断の結果、休学を要する者には、休学を命ずることがある。
- 3 病気療養のため休学中の者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出するものとする。

(賞罰)

第10条 学生の賞罰については、学則第61条及び第62条の規定による。

2 学生が、次の各号のいずれかの行為を行ったときは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第26条第3項及び学則第62条の規定に該当するものとして、同条に規定する懲戒のうち停学又は退学に処する。ただし、第5号の規定に該当する者は、刑事上の処分が確定するまでは懲戒を保留することがある。

- (1) 授業妨害、試験妨害その他重要業務の妨害
- (2) 構内施設、設備の毀損、破壊、奪取
- (3) 大学の公示、掲示の破損、破棄
- (4) 大学関係者に対する暴力的行為及び威嚇的行為
- (5) 刑事上の罪を犯したことを理由として起訴された場合であって、その情状の重いとき。

3 学生は、学内において、政治宣伝活動、本学の教育方針に反するような宗教的宣教活動等を行ってはならない。

4 学長は、学生が前項の規定に違反したときは、学則第62条の規定により懲戒することがある。

(遵守事項)

第11条 学生は、学内において、許可なくビラ、ポスター、マイク使用等による情宣活動をしてはならない。

- 2 学生は、学内において、許可なく募金又は物品の販売を行ってはならない。
- 3 学生は、指定した喫煙所以外の場所では喫煙してはならない。
- 4 学生は、学内において、酒類を飲んで是不ならない。
- 5 学生は、学内において、無断で焚火をしてはならない。

(公示及び通達)

第12条 学生への公示及び通達は、学生ポータル又は所定の掲示板に掲示する。

- 2 学長が公示し、又は通達する場合は、学長公示板に掲示する。
- 3 学部長が公示し、又は通達する場合は、青山キャンパス又は相模原キャンパスの学部の掲示板に掲示する。
- 4 学生部長が公示し、又は通達する場合は、青山キャンパスにおいては学生生活部、相模原キャンパスにおいては相模原学生生活課の掲示板に掲示する。
- 5 各事務室が学生に連絡する場合は、学生ポータル又は各事務室が使用する掲示板に掲示する。

(改廃手続)

第13条 この細則の改廃は、学生部委員会及び学部長会の意見を聴いた後、学長がこれを行う。

附 則

この細則は、1983年10月17日から施行する。

附 則(1983年12月2日)

この細則は、1983年12月3日から施行する。

附 則(1985年1月24日)

この細則は、1985年1月25日から施行する。

附 則(1997年9月29日)

この細則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(2004年7月26日)

この細則は、2004年7月27日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2013年11月11日)

この細則は、2013年11月12日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則(2015年12月15日)

この細則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2016年4月25日)

この細則は、2017年4月1日から施行する。